拠出制 国民年金とは

受付は 昭和35年10月1日より
実施は 昭和36年4月1日
（富士市役所保険課）

今まで厚生年金保険や恩給などの制度のなかつた農業漁業其の他零細な自営業者やその従事者などのために出来た所得の保障制度で老令、廃疾、生計中心者の死亡等によつて生活の安定がそこなわれることのない様に国民共同連帯で守ろうとするものです。従つて若くて働ける間に其の保障金の一端は拠出しなければならない。

誰が加入するか

一、強制適用者
（必ず申告して加入しなければならない人）
満二〇才以上五〇才未満の日本国民で厚生年金保険、各種共済組合又は恩給等の年金を受けることが出来ない人

二、任意加入者
（希望申告すれば加入出来る人）
満二〇才以上の日本国民で左の人
(イ) 厚生年金保険、各種共済組合又は恩給等に加入している人の配偶者
(ロ) 遺族年金や扶助料を受ける人
(ハ) 軍人軍属等の遺族に対する年金や留守家族手当、特別手当を受ける人
(ニ) 学生（夜学や通信教育を受けている学生生徒を除く）
(ホ) 昭和三十六年四月一日現在満五〇才以上五十五才未満の人

届出はいつか？

世帯調査　本年七月一日より
届出の受付資料を控えるために市内を巡回して調査する。

強制適用者届出　本年十月一日より
資格取得届を市役所へ提出する

任意加入者申請　本年十月一日より
任意加入は明年三月末日以後は申請出来ない。

保険料はいくらか

来年四月一日より

一、納付額
二〇才～三四才　月額一〇〇円
三五才～五九才　月額一五〇円

二、納付義務者
世帯主は世帯員の保険料、配偶者はつれ合の保険料について連帯して納付義務を負う。

三、国の負担金額
毎年度保険料収入総額の½

四、納付方法
(イ) 月別納付
国民年金手帖に規定の印紙をはり、一ケ年に四回市役所の検認を受ける。
(ロ) 有利な前納制度
一ケ年、一〇年又は全納付分の割引前納が出来る
(ハ) 保険料の免除
生活保護法の適用者、身体障害者、寡婦等で年間所得が一二万円以下の人や生活が著しく困難な人は保険料の免除申請することができる。
(ニ) 免除者の追納
申請によつて免除された場合は、後日追納が出来る。
免除申請のない人は福祉年金も交付されない。

種別、支給要件、年金額は

拠出制国民年金は老令、障害、母子、遺児、寡婦の要件に該当した時、別表のように交付され、年金額は保険料払込年限によつて区別されている。尚、厚生年金保険法其の他の被用者年金各法との通算調整に関しては後日厚生省より達示される。

罰則

国民年金への加入除外は総て本人又は世帯主が届出の義務があり、届出をしなかつた場合とか虚偽の届出に対しては罰則が規定されている。

昭和36年4月1日現在における分類

任意適用者	任意加入出来る人（被用者年金の被保険者の配偶者及学生）	60才未満 55才未満（36.4.1現在）
強制適用者	被用者年金の被保険者及び	50才未満（36.4.1現在）
加入出来ない人	年金の受給権者	20才以上

◎被用者年金とは厚生年金、恩給法、各種共済会組合等のことを云う

年金の種類、受給要件、年金額

種類	受給要件	年金額
老齢年金	65才以上の者で保険料25年以上納付した者。	最低（保険料払込25年）……24.000円 最高（〃 40年）……42.000円
	〃 10年以上 〃	最低（〃 10年）……12.000円 最高（〃 24年）……22.800円
	特別の事情ある者	12.000円
障害年金	傷病により別表に定める程度の廃疾の状態にある者で保険料を15年以上納付した者 又は3年以上被保険者であり1年6ケ月以上保険料納付済の者。	最低（保険料払込26年未満）……24.000円 最高（〃 40年）……42.000円 廃疾の程度が1級に該当するときは…… 6.000円加算
	特別の場合は3年間被保険者であつた者。 ※ このことについて他の法令による補償をうけていないこと	18.000円
母子年金	夫死亡当時夫又は妻の18才未満の子か、20才未満の廃疾者がある母親で 3年以上被保険者であり、かつ、1年6ケ月以上保険料納付済の者。	最低（保険料払込30年未満）……19.200円 最高（〃 40年 ）……25.800円 2人以上子のあるとき第2子以降1人につき4.800円加算
	特別の場合は義務教育を終了しない子の生計を維持している母親、3年間被保険者であつた者。 ※このことについて他の法令による補償をうけていないこと	12.000円 2人以上子のあるとき第2子以降1人につき2.400円加算
遺児年金	父母が死亡した場合に18才未満か、20才未満の廃疾者で父母が15年以上保険料を納付した者。 ※ このことについて他の法令による補償をうけていないこと	最低（保険料払込30年未満）…… 7.200円 最高（〃 40年）……10.500円 2人以上子があるとき第2子以降1人につき4.800円 加算
寡婦年金	老齢年金を受ける資格がある夫が死亡した妻（10年以上婚姻関係があつた者）で、60才から65才になるまで。 ※ このことについて他の法令による補償をうけていないこと	最低…… 6.000円 最高……21.000円

▲註　2以上の年金給付を受けられる場合はその者の選択によつて1を受け他は停止される。
※ 保険料の額は財政の均衡を保つため5年毎に検討され調整が加えられる。又年金額も国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合にも調整が加えられる。

拠出制
国民年金世帯調査
七月中に実施

申告に備へて市役所保険課で基礎調査に家庭訪問します。
御手数でも面接して下さい。
その際健康保険証及厚生年金証書等を準備しおいて下さい。

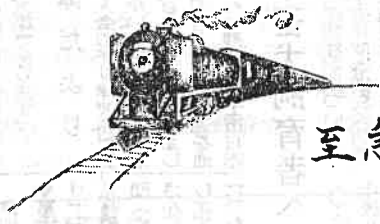

住民登録は
至急現住所へ.

国民年金が始まると世帯主は世帯員の保険料納付義務を連帯して負わされます. 住所移動の際は必ず住民登録をして下さい.

新作小噺

もへじ長屋
拠出制国民年金の巻

「家主さんニュース、号外、ジャランジャラン〳〵」「虎さんどうした、国会デモか？」「ノウ、ノウ」「内閣がどうかしたか」「ノウ、ノウ」「チリが地震か？」「ノウ、ノウ」「じれつたい奴だな早く言へ」「残念でした、当らない」「ろくでなし、わしをかつぐ気だな、その印刷は何だ……ええと拠出制国民年金？これがどうした」「へえそのね、家主さんは国民年金を貰つているんでしよ、ただで」「いやな奴だな、ただで……と、力を入れたな、何が不服だ」「ところがだ、貧乏人のワシ等に、拠出制年金だから積立てをしろなんて強制的によ、とんでもねえことだ、国会デモへ繰出すか」「ハ……それを怒つているのか」「笑いごとじやありませんよ、家主さんがとられる金なら小気味がいいが、ワシ等は、こう見えてもおショーチウもなめられねえ御身分だ、それを……」「まあ待ちな、これはね、国民の生活を保護しようとして出来た法律だ、内容を知らず悪く云うものでない、人間はだれでも、いつまでも若くて丈夫では働けない、年をとつて働かなければ収入もなくなる、障害者になる人もあれば、母子家庭となつて路頭に迷うこともある。そんな事を考えたらだな、丈夫で働ける内に多少位いは積立てしても将来の安泰を計るべきじやあるまいか」「それはそうだがね、ただで貰えりや尚よろし」「それがだ国全体では、とてもそんな費用は出し切れない、そこで現在の老人や障害者、母子家庭には福祉年金として最低額そこで置き未だ若くて働ける人達には拠出制年金として毎月一〇〇円か一五〇円の積立てをさせる」「フーン」「ころして自主制を持たせた上、国でも二分の一額を負担して積立てゆく「成程ね」「女、子供や年寄なら別のこと五体満足な青壮年が一銭の拠出もせずに、唯々、国家の世話になろうなどと、とんでもねえ、この意気地なしの馬鹿野郎」「ワ、わかつた、待つて呉んな、おつかねえ、おどかすない、で、拠出年金は多い方でどれ位、貰えるね」「拠出年数に応じてだ、お前なんか少ないかも知れないが、まあ仮りに二〇才の青年がこの先四〇年間払い込んだとする」「へえハタチ位いでね、感心だ、ワシにならショーチウにする」「うるさい、だまつて聞け、四〇年間で拠出額が合計六万三千」「へえすけえ、それでいくら貰える」「障害の様な不幸に逢わなくても、六五才になれば毎月三千五百円づつ交付される」「ようようワシは其の貰う話しが大好きだ、それはショーチウ代も含んでるか？」「やかましい、それで一ケ年半たてば自分の出した金額は全部還つてしまう計算だ、あとは終生ただ儲け」「うめえ一〇年で幾らになる？」「四二万」「二〇年では？」「八四万」「三〇年で？」「一二六万」「えーお次は四〇年で？」「いい加減にしろ、いくらお前の名が虎でも虎道の浪花節じやあるまいし、大体六五才からあと四〇年も生きられるか」「でもね、死んでもいいから金だけはほしい」「それからな、もつと得になる方法がある」「へえ、そいつあ面白え」「前納制度を利用するんだ、今の話で、四〇年間分六万三千を一度に割引前納するんだ」「幾らにまけて呉れるね？」「これがたつた二万三千円強、これで一生安全と云うわけ、六五才から三千五百円づつ受取ると七ケ月目には自分の払込んだ金より多く貰つている勘定だ」「解りやした、それはいいことだ二万三千位なら一生身の安全だし下手な嫁入道具より為になるね……だがね、四〇年も先のことを今から」「そこだ、よいことだと解つたら目の前の多少の出費に、こだわるな、ぐーつと飲んでしまえ」「飲む？だつてショーチウがねえ」「胸え納めるんだ納得しろと云うんだ」「ハハ…そうかそれが飲むんで…じやそこはキユーツと飲みやしよう、だがね。金のねえ時は」「飲め〳〵出さないより出す方が苦しい、そこも飲んしまへ」「これも飲むんですかい、チユツチユツ、このショーチウは味はないけど、ああうまい」「そうだろう飲むと云うことは気持のよいことだ」「だがね家主さん」「また始つた」「せつかく積んでも死んだらつまんねえ」「飲め〳〵ケーツと乾しな」「ウーイ、もうだめだ、酔払つちやつた、もう飲めねえ」

◎この広報は、市政のようすを市民の皆さんにお知らせするために、毎月一回発行して全世帯にもれなく配布しています。とじ込んで保存しておくと便利です。